

コメントの概要及びコメントに対する考え方

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告することとされているが、この場合、報告後、従前取得している銀行業高度化等会社の保有認可とは別個の同認可の取得が必要か。それとも、報告を踏まえて、当局にて別個の認可取得の要否について判断することが予定されており、必ずしも別個の認可取得は必要とされない場合もあるのか。</p>	<p>他業銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合であって、認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告することで足り、新たな認可の取得を求めるものではございません。</p> <p>なお、一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合であって、一定の銀行業高度化等会社が営むことができる業務の範囲を超えて業務内容が変更になる場合には、他業銀行業高度化等会社の認可取得が必要になります。</p>
2	<p>今回の監督指針改正の趣旨は、銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合等において、「業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更する」ことであると理解している。</p> <p>こうした中、改正案において、事前に当局へ報告する必要がある「認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合」の目安として、日本標準産業分類に掲げる中分類の粒度を示していただいている。</p> <p>他方で、本改正後も、金融機関が保守的に解釈し、必ずしも必要がない場合であっても、事前に当局に報告するケースが想定される。</p> <p>今回の改正の実効性を高める観点から、「新規の業務等の開始の日から30日以内に当局に報告する」ことで足りる場合を金融機関が適切に判断できるよう、その判断をする際の留意点等を可能な範囲で示していただきたい。</p>	<p>「業務の大幅な変更がない等の場合」は、例示の通り、日本標準産業分類に掲げる小分類の粒度であれば軽微な変更と判断でき、認可審査と同程度の確認等の必要性が乏しいものとして、新規の業務等を開始した後の報告で足りることとなります。</p> <p>他方で、「業務の大幅な変更」への該当性について判断に迷われる場合には、金融庁又は所管の財務局にご照会ください。</p> <p>なお、金融庁及び財務局においては、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（「Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点」）に則り、日頃から金融機関との十分な意思疎通の確保に努めているところ、例えば、地域での話題性や反響に富むような新規業務を取り扱う場合には、金融機関からの前広な情報共有が期待されることは従前と同様です。</p>
3	<p>「※ 一定の銀行業高度化等会社が営むことができる業務の範囲で、一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合についても同様の取扱いとする。」について、「同様の取扱い」とは、（注1）及び（注2）として記載されている他業銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合の指針に沿って、銀行、銀行等持株会社、又はその子会社の子会社である一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合には、当局へ報告が必要になるという理解で良いか。</p> <p>本改正まで一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合についての報告義務は明文化されていなかった認識であるが、本改</p>	<p>一定の銀行業高度化等会社が、一定の銀行業高度化等会社が営むことができる業務の範囲で新規に業務等を行う場合であって、認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、認可当時の条件によっては、あらかじめ当局へ報告が必要となります。</p> <p>ご指摘の当局への報告については、従前より、認可当時に付した条件に基づき、あるいは、監督上必要な情報として求めているものであり、今般の改正によって当該取扱いが変更されるものではございません。</p> <p>また、「新規に業務等を行う場合」は、当初の認可申請時に含まれていなかった業務を新たに行う</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>正をもって一定の銀行業高度化等会社が認可又は届出時に営んでいた事業（及び、本改正以降は報告を行った事業）を基準として新規に業務等を行う場合も一律報告が必要になるという理解で良いか。</p> <p>上記を前提とした場合に、「新規」の判断基準の目安はどうか。「業務内容が大幅に変更になる場合」と同様に目安をご教示いただきたい。</p> <p>なお、一定の銀行業高度化等会社はフィンテックを営む会社など新興企業も多いことが想定されることから、銀行法施行規則 34 条の 18 の 2 においても「専ら」と明記されている。また、金融サービスの高度化の推進といった要請もあり、一定の銀行業高度化等会社における事業運営の自由度を保った運用が、法改正時点では想定されていた認識である。「新規」の範囲次第では、報告義務は一義的には一定の銀行業高度化等会社にはないとしても、銀行等のレギュレーションに即した対応が一定の銀行業高度化等会社に迫られる結果になることが想定されるところ、一定の銀行業高度化等会社における自由度が失われ、海外に比べてすでに遅れをとっている金融サービスの高度化の推進が妨げられると思料する。例えば「専ら」対象業務を営んでいることが明確な限り（売上の 7 から 8 割以上を基準）においては報告は不要といった運用が考えられないか。</p> <p>なお、あくまで一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合であって、一定の銀行業高度化等会社の子会社又は子会社の異動を伴う株式の取得は、報告の対象外という理解で良いか。</p>	<p>場合を意味しており、「認可申請時の業務内容と異なる業務を行うことになる場合」と同義です。</p> <p>運用の提案につきましては、貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 及び同規則第 34 条の 18 の 2 に規定されている「次に掲げる業務を専ら営む会社」とは、各条に掲げられた業務のみを営む会社を指します。そのため、一定の銀行業高度化等会社は、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 または、同規則第 34 条の 18 の 2 に規定されている業務以外の業務を行うことは現行法令では認められておりません。</p>
4	<p>保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合に、保険会社向けの総合的な監督指針に基づき行うことが求められる当局への事前または事後の報告と、保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号で規定する「子会社の主な業務の内容の変更」に関する当局への届出との関係について、保険業法施行規則および保険会社向けの総合的な監督指針からは、上記報告と上記届出との関係は明確には読み取れず、両者の関係を明らかにすることは有益と考えられるため、明確にしていきたい。</p>	<p>保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号で規定する「子会社の主な業務の内容の変更」については、個別具体的な事情に即して判断されますが、当該子会社が日本標準産業分類に掲げる中分類以上の業務変更を行っているか否かという事情は、「主な業務の内容の変更」の一つの判断要素になると考えます。</p> <p>上記を踏まえると、保険業高度化等会社が日本標準産業分類に掲げる中分類以上の業務変更を行おうとし、かつ、当該業種変更が保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号に規定する「子会社の主な業務の内容の変更」に該当する場合には、今般の監督指針改正に基づく事前報告を行ったうえで、同号に基づく届出を行う必要があると考えます。</p>